

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国と
スイスとの間の条約を改正する議定書の説明書

外
務
省

目次

一 概説	一
1 議定書の成立経緯	一
2 締結の意義	一
二 議定書の主要な内容	一
1 投資所得に対する源泉地国課税の減免のための規定	一
2 条約の濫用を防止する措置に関する規定	一
3 税務当局間の租税に関する情報交換の枠組みを設けるための規定	一
三 議定書の実施のための国内措置	一

一 概説

1 議定書の成立経緯

政府は、スイスとの間の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための条約を改正する議定書を締結するため、平成二十年（二千八年）十一月以来、スイス連邦政府との間で交渉を行ってきた。その結果、議定書の案文について最終的合意に達し、平成二十二年（二千十年）五月二十一日にベルンにおいて、日本側小松在スイス大使とスイス側メルツ財務大臣との間でこの議定書の署名が行われた。

2 締結の意義

この議定書は、現行の租税条約の内容を部分的に改正するものであり、両国間の緊密な経済関係を反映して積極的に投資交流の促進を図るため、配当、利子及び使用料（著作権、特許権等）の支払に対する源泉地国課税を更に減免することとし、特に、一定の親子会社間配当、一定の主体が受け取る利子及び使用料については源泉地国免税としている。また、こうした軽減措置の拡大と併せ、脱税及び租税回避行為の防止のため、条約の特典の濫用を防止する規定及び税務当局間の租税に関する情報交換のための規定を新たに設けることとしている。この議定書の締結により、投資所得に対する源泉地国課税が一層軽減されるとともに、租税に関する情報交換が行われることになり、我が国とスイスとの間の人的交流及び経済的交流の促進並びに国際的な脱税及び租税回避行為の防止に資することが期待される。

二 議定書の主要内容

この議定書は、前文、本文二十一箇条、末文等から成り、その主要内容は、次のとおりである。

1 投資所得に対する源泉地国課税の減免のための規定

投資交流を促進するため、投資所得（配当、利子及び使用料）に対する源泉地国課税を次のとおり減免することを規定している。

- (1) 配当に対する源泉地国での限度税率を、一般の配当については十パーセント、親子会社間の配当については五パーセント（持株割合十パーセント以上）又は源泉地国免税（持株割合五十パーセント以上）とする（第六条）。
- (2) 利子に対する源泉地国での限度税率を、一般の利子については十パーセントとし、政府が全面的に所有する機関等が受け取る利

子については源泉地国免税とする（第七条）。

(3) 使用料については源泉地国免税とする（第八条）。

2 条約の濫用を防止する措置に関する規定

この条約の特典の濫用を防止するため、条約の特典を享受することができる者を一定の要件を満たす適格者等に限定することを規定している（第十五条）。

3 税務当局間の租税に関する情報交換の枠組みを設けるための規定

国際標準であるOECDモデル租税条約に沿った税務当局間の実効的な情報の交換を可能とするための枠組みについて規定している（第十九条）。

三 議定書の実施のための国内措置

この議定書の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。